

平成29年度 第1回

# 芦屋市都市景観審議会

## 資 料

平成30年3月14日(水)  
芦 屋 市

## 《 資料一覧 》

### 【 説明事項 】

ア 景観重要建造物の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

### 【 報告事項 】

ア 芦屋市景観重要建造物等補助金交付要綱の制定について・・・・・・・・・・ (14)

イ あしや景観フォトコンテストの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・ (19)

ウ 景観地区における認定状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ (当日配布)

エ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について・・・・・・・・・・ (当日配布)

## 景観重要建造物の指定について

(説明事項)

## 景観重要建造物の指定について

### 1 景観重要建造物とは（景観法第 19 条）

良好な景観の形成を図る地域において、外観の優れた建造物がある場合、それらが除却されたり、外観が変更されたりすることにより、その地域全体の良好な景観が大きく損なわれるおそれがある。

このような建造物の外観を保全するため、景観行政団体の長は景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定することができる。

### 2 指定基準

#### （1）国が定める基準（景観法施行規則第 6 条）

- ① 地域の自然, 歴史, 文化等から見て, 建築物の外観が景観上の特徴を有し, 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ② 道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

#### （2）市が定める方針（芦屋市景観計画 40 ページ）

景観の形成上重要な価値があると認められる建築物や工作物で, 次のいずれかに該当するもののうち, 所有者の合意が得られたものを, 都市景観審議会の意見を聴いたうえで指定する。

- ・ 地域のランドマークとして住民に親しまれているもの
- ・ 歴史的又は文化的価値のあるもの
- ・ 優れたデザインを持ち市の財産として保存を図ることが適当なもの

### 3 義務・制限等

#### （1）現状変更の規制（景観法第 22 条）

景観重要建造物の優れた外観を保全するため, 増築, 改築, 移転, 除却, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う際, 事前に許可が必要となる(管理行為, 軽易な行為, 災害のための応急措置等を除く。)

#### （2）所有者の管理義務（景観法第 25 条・芦屋市都市景観条例第 37 条）

景観重要建造物の所有者及び管理者は, その良好な外観が保全されるよう, 適切に管理しなければならない。

市が定める管理基準は以下のとおり。

- ・ 通常管理行為として修繕を行うときは, 当該修繕前の外観を変更しないこと。
- ・ 消火器の設置その他の防災上の措置をとること。
- ・ 滅失又は損傷を防ぐため, その敷地, 構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。

## 景観重要建造物指定候補物件

### 1 芦屋仏教会館

所在地：芦屋市前田町1番5号

所有者：公益財団法人 芦屋仏教会館

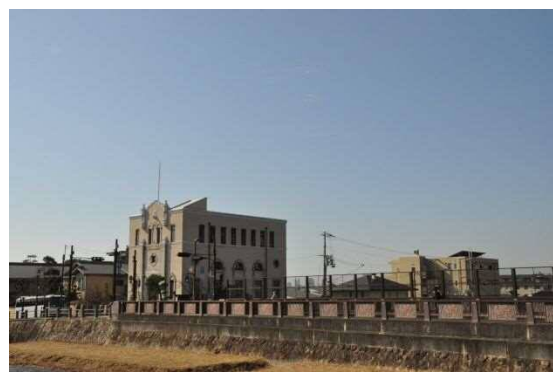
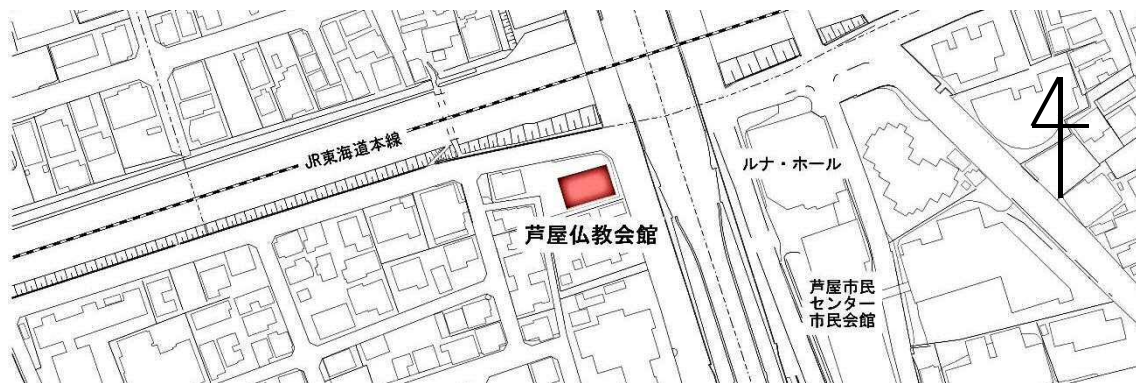
建築年：昭和2年（1927年）竣工

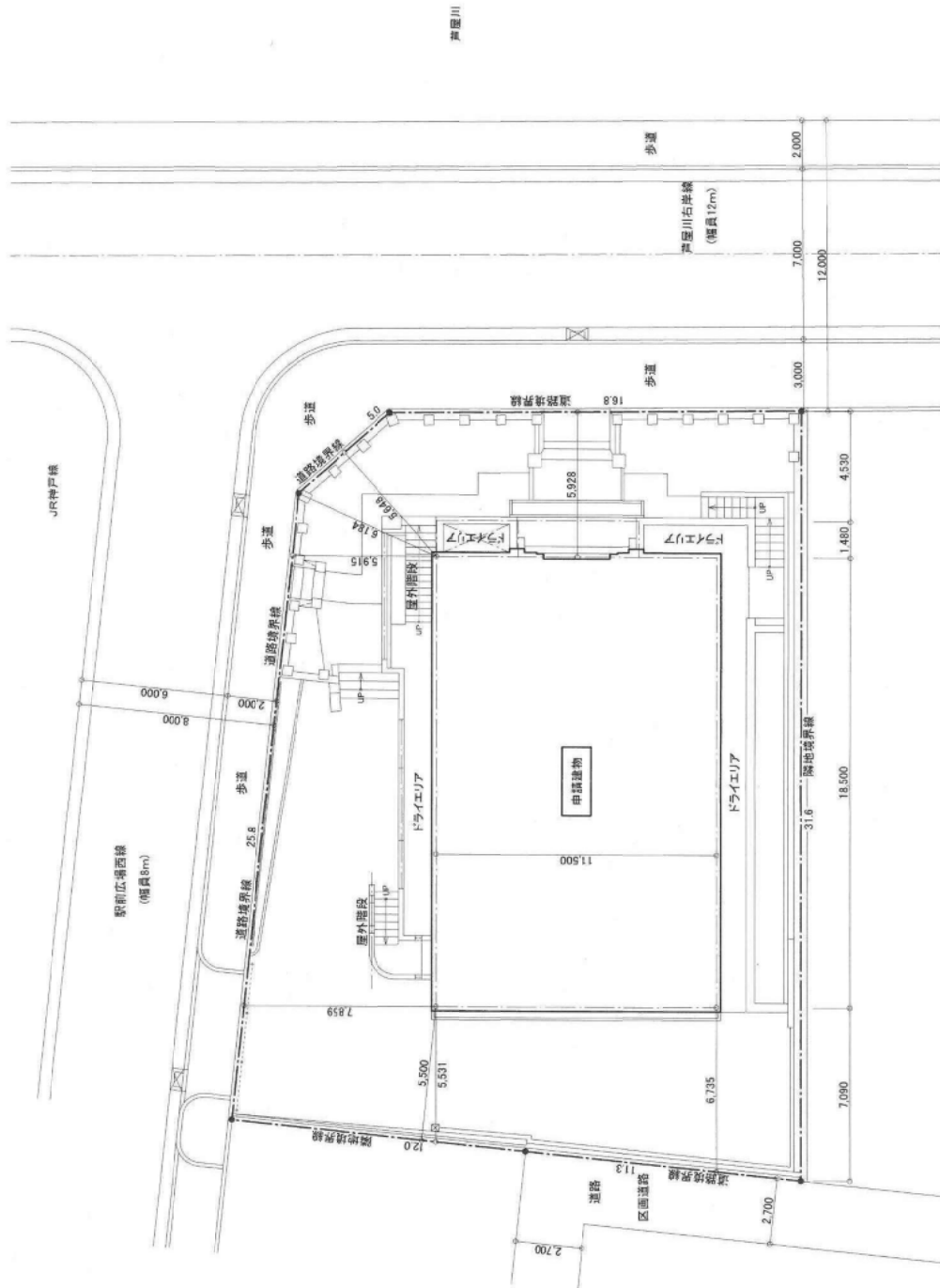
設計者：片岡 安（代表作：大阪市中央公会堂）

概要：敷地面積654.64㎡ 延床面積753.98㎡

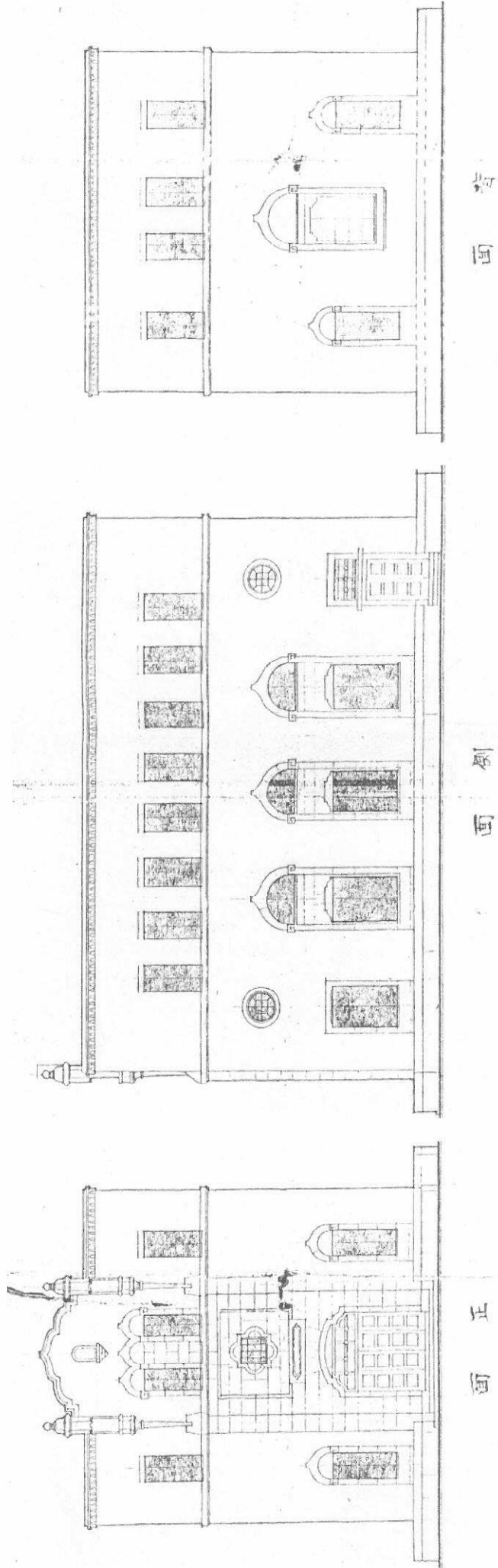
鉄筋コンクリート造

指定理由：近代建築に東洋風・印度風の細部意匠を取り入れたデザインで、ベージュの外壁と緑豊かな外構は芦屋川の景観とよく調和している。震災後の区画整理事業区域に入っていたが、建築物と一体となった前庭を保全するため、曳家工法による移築が行われた経緯もある。歴史的にも価値のある指定にふさわしい建造物である。





声盧仏教会館	
配置図	
S 1:200	17.04.22
相模原へリ子-シマノ-シャー 登録 第21号 相模原	
作図 牧田定典	01



图一2 設計图 (芦屋仏教会館所蔵)  
立面图 1 : 200